◇**文部科学省組織令の一部を改正する政令**（政令第九五号）（文部科学省）

1　総合教育政策局における所掌事務の変更

社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭及び学校司書の養成並びに資質の保持及び向上に関する事務等を、総合教育政策局教育人材政策課から同局地域学習推進課に移管することとした。（第二七条及び第三〇条関係）

2　スポーツ庁の課等の再編

㈠　スポーツ庁に新たに地域スポーツ課を置くこととした。（第八五条及び第八八条関係）

㈡　スポーツ庁国際課を廃止し、同庁に置く参事官を三人とすることとした。（第八五条及び第九〇条関係）

㈢　中央競技団体の業務の適正かつ円滑な実施の促進に関する事務をスポーツ庁参事官から同庁競技スポーツ課に移管することとした。（第八九条及び第九〇条関係）

3　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第九六号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第九七号）（国土交通省）

1　民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、既成市街地等以外の区域内における都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあっては、五〇〇平方メートル以上とする特例措置等について令和七年三月三一日までの三年間延長することとした。（原始附則第二項関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第九八号）（国土交通省）

1　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の事業区域面積の要件について、五〇〇平方メートル以上とする特例措置の適用期間を令和七年三月三一日までの三年間延長することとした。（原始附則第一条の三関係）

2　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、東京都の特別区の存する区域等を対象とする特例措置の適用期間を令和七年三月三一日までの三年間延長することとした。（原始附則第一条の四関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第九九号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の特例の適用期間を令和五年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令**（政令第一〇〇号）（文部科学省）

1　小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和四年度における義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（附則第二条関係）

2　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一〇一号）（文部科学省）

1　学級編成の標準に関する経過措置

令和四年度における一学級の児童の数の標準を四〇人とする学年は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）第四学年から第六学年までとすることとした。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇二号）（復興庁）

1　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の借入金及び社債発行の限度額を五〇〇億円とすることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇三号）（農林水産省）

1　地方公共団体又は水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業であって加工場のうち用水の供給又は排水の用に供する部分以外の部分に係るものを国による費用の補助の対象とするとともに、その補助割合を定めることとした。（第四条第一項の表関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇四号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**予防接種法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇五号）（厚生労働省）

1　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一一条～第一三条、第一七条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）

2　風しんに係る定期の予防接種の対象者の特例について、令和四年三月三一日までの間とされているところ、これを令和七年三月三一日までの間に延長するものとすることとした。（附則第三項関係）

3　令和四年四月一日から令和七年三月三一日までの間、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の対象者を次に掲げる者とすることとした。（附則第五項関係）

㈠　一二歳となる日の属する年度の初日から一六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

㈡　平成九年四月二日から平成二〇年四月一日までの間に生まれた女子（㈠に掲げる女子を除く。）

4　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。